

介護サービス事業者
基準確認シート
(令和6年度版)

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

指定番号 _____

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3 留意事項

- ① 事業所への運営指導が行われるときは、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
- ② この基準確認シートは小規模多機能型居宅介護の基準を基に作成していますが、小規模多機能型居宅介護事業者が介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ小規模多機能型居宅介護の事業と介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合には、介護予防小規模多機能型居宅介護についても小規模多機能型居宅介護の基準に準じて（小規模多機能型居宅介護を介護予防小規模多機能型居宅介護に読み替えて）一緒に点検してください。なお、網掛け部分については、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業独自の基準です。
- ③ 基本となる省令（条例）、告示及び通知での令和6年4月の改正・適用部分には下線を附しています。項目自体が新設の場合は、項目に【新】を附しています。
- ④ 令和6年4月・5月に適用となる改正後の旧3加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算）、令和6年6月から適用となる一本化後の「介護職員等処遇改善加算」のうち経過措置として令和7年3月末までの間に算定できる区分（V）(1)～(14)については、省略しています。
- ⑤ この「基準確認シート」は、令和7年4月18日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- 条 例 … さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月27日さいたま市条例第73号)
- 予 防 条 例 … さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月27日さいたま市条例第74号)
- 法 … 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
- 施 行 規 則 … 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
- 「平18厚令34」 … 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- 「平18厚令36」 … 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- 「平18-0331004」 … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 「平24厚労告113」 … 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修(平成24年3月13日厚生労働省告示第113号)
- 「平24-0316-2」 … 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について(平成24年3月16日老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号)
- 「平11厚令38」 … 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- 「平17厚労告419」 … 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)
- 「平12老企54」 … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「平12老振75・老健122」 … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知)
- 「平18厚告126」 … 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- 「平18-0331005」 … 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 「平27厚労告94」 … 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
- 「平27厚労告95」 … 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
- 「平27厚労告96」 … 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
- 「平12厚告27」 … 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
- 「平21厚労告83」 … 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
- 「高齢者虐待防止法」 … 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

基準確認シート 目 次

項目	内 容	ページ
第 1	一般原則	
1-1	一般原則	1
第 2	基本方針	
2-1	小規模多機能型居宅介護の基本方針	1
2-2	介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針	1
第 3	人員に関する基準	
3-1	用語の定義等	1
3-2	サテライト事業所	2
3-3	従業者の員数等	3
3-4	管理者	6
3-5	小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	7
第 4	設備に関する基準	
4-1	登録定員及び利用定員	7
4-2	設備及び備品等	8
第 5	運営に関する基準	
5-1	内容及び手続きの説明及び同意	9
5-2	提供拒否の禁止	10
5-3	サービス提供困難時の対応	10
5-4	受給資格等の確認	10
5-5	要介護認定の申請に係る援助	11
5-6	心身の状況等の把握	11
5-7	居宅サービス事業者等との連携	11
5-8	身分を証する書類の携行	11
5-9	サービスの提供の記録	11
5-10	利用料等の受領	12
5-11	保険給付の請求のための証明書の交付	14
5-12	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	14
5-13	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	14
5-14	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	15
5-15	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	17
5-16	居宅サービス計画の作成	19
5-17	法定代理受領サービスに係る報告	19
5-18	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	19
5-19	小規模多機能型居宅介護計画の作成	20
5-20	介護等	20
5-21	社会生活上の便宜の提供等	21
5-22	利用者に関する市町村への通知	21
5-23	緊急時等の対応	21
5-24	管理者の責務	21
5-25	運営規程	22
5-26	勤務体制の確保等	22
5-27	定員の遵守	23
5-28	業務継続計画の策定等	24
5-29	非常災害対策	24
5-30	衛生管理等	25
5-31	協力医療機関等	27
5-32	掲示	27
5-33	秘密保持等	28
5-34	広告	28

項目	内 容	ページ
5-35	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	28
5-36	苦情処理	28
5-37	調査への協力等	29
5-38	地域との連携等	29
5-39	居住機能を担う併設施設等への入居	31
5-40	事故発生時の対応	31
5-41	虐待の防止	32
5-42	会計の区分	34
5-43	【新】利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	35
5-44	記録の整備	35
5-45	電磁的記録等	36
第 6	変更の届出	
6-1	変更の届出	37
第 7	介護給付費の算定及び取扱い	
7-1	基本的事項	38
7-2	基本報酬の取扱い（介護予防も同様）	38
7-3	【新】身体拘束廃止未実施減算（介護予防も同様）	39
7-4	【新】高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様）	39
7-5	【新】業務継続計画未策定減算（介護予防も同様）	40
7-6	サービス提供が過少である場合の減算（介護予防も同様）	40
7-7	人員基準減算・定員超過利用（介護予防も同様）	41
7-8	サービス種類の相互算定関係（介護予防も同様）	41
7-9	特別地域小規模多機能型居宅介護加算（介護予防も同様）	42
7-10	中山間地域等における小規模事業所加算（介護予防も同様）	42
7-11	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（介護予防も同様）	42
7-12	初期加算（介護予防も同様）	42
7-13	認知症加算	42
7-14	認知症行動・心理症状緊急対応加算（介護予防も同様）	43
7-15	若年性認知症利用者受入加算（介護予防も同様）	43
7-16	看護職員配置加算	43
7-17	看取り連携体制加算	44
7-18	訪問体制強化加算	45
7-19	総合マネジメント体制強化加算（介護予防も同様）	46
7-20	生活機能向上連携加算（介護予防も同様）	47
7-21	口腔・栄養スクリーニング加算（介護予防も同様）	49
7-22	科学的介護推進体制加算（介護予防も同様）	49
7-23	生産性向上推進体制加算	50
7-24	サービス提供体制強化加算（介護予防も同様）	51
7-25	介護職員等処遇改善加算（介護予防も同様）	53

基準確認シート

項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令
第1 一般原則			
1-1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第3条第1項 平18厚令34 第3条第1項
	② 地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第3条第2項 平18厚令34 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第3条第3項 平18厚令34 第3条第3項
	④ 法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第3条第4項 平18厚令34 第3条第4項
	※ 地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平18-0331004 第3の1の4(1)
第2 基本方針			
2-1 小規模多機能型居宅介護の基本方針	小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにしていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第82条 平18厚令34 第62条
2-2 介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針	介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、サービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第44条 平18厚令36 第43条
	※ 小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。		平18-0331004 第3の4の1(1)
第3 人員に関する基準			
3-1 用語の定義等	「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護事業所の		平18-0331004 第2の2の(1)

	小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。		
	「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。		平18-0331004 第2の2の(2)
	「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。		平18-0331004 第2の2の(3)
	※ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		
	「専ら従事する・専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平18-0331004 第2の2の(4)
3-2 サテライト事業所	① 定義 (1) 本体事業所 他の事業所の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に対する支援を行うものです。 設置には、居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する必要があります。 (2) サテライト事業所 本体事業所との密接な連携の下に運営されるものです。 ② サテライト事業所の実施要件		条例 第83条第7項

	(1) サテライト事業所に係る事業者は、居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要がありますが、この場合、小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても算入できることに留意してください。 また、3年以上の経験については、指定日において満たしている必要があります、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。 (2) 本体事業所が次のいずれかに該当する必要があります。 ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること イ 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること (3) サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次の要件をいずれも満たす必要があります。 ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。 イ 1つの本体事業所に係るサテライト事業所の数は2箇所までとすること。 (4) 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所とすることも差し支えありません。	平18-0331004 第3の4の2(1)① イ 平18-0331004 第3の4の2(1)① ロ 平18-0331004 第3の4の2(1)① ハ 平18-0331004 第3の4の2(1)① ニ
3-3 従業者の員数 等	① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ア 通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上 イ 訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で1以上 ※ 通いサービスとは、登録者を事業所に通わせて行うサービスをいいます。 ※ 登録者とは、サービスを利用するために事業所に登録を受けた者をいいます。 ※ 訪問サービスとは、従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービスをいいます。 ※ 本体事業所の場合、サテライト事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。 ※ サテライト事業所の場合、本体事業所・他のサテライト事業所の登録者の居宅において行うサービスを含みます。 ※ 宿泊サービスとは、登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいいます。 ※ 本体事業所にあつては、登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、サテライト事業所の登録者を本体事業所に宿泊させて行うサービスを含みます。 ※ 通いサービスの利用者の数は、前年度の平均値とします。 ※ 新規に指定を受ける場合は、通いサービスの利用者の数は推定数によります。 ※ 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。 これ以外の従業者にあつても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。 ※ 例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要です。 ※ 日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所全体として確保することが必要です。 ※ 通いサービスに要する時間（延べ40時間）、日中の訪問サービスに要する時間（8時間）、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要です。	☐ はい ☐ いいえ 条例 第83条第1項 第83条第2項 第83条第5項 第83条第7項 平18-0331004 第3の4の2(1)② イ～ニ

※ 日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行ってください。 ※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることのできるような職員配置に努めてください。 ※ 訪問サービスの提供に当たる従業者を、事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められません。 特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えありません。 ※ サテライト事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員によりサテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができます。 ※ サテライト事業所においては、訪問サービスを行う従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りることとしています。 ※ 本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所の従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の従業者は本体事業所及び他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できます。		
② 夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっていますか。 ア 1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上 イ 1以上の従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上 ※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保してください。 ※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。 ※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となります。 ※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かないことができます。 ※ 宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。 ※ サテライト事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者又は複合型サービス従業者により、サテライト事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができます。 ※ 本体事業所においてサテライト事業所の登録者を宿泊させる際は、本体事業所との行事等の共同実施や、本体事業所の従業者による訪問サービスの提供により、本体事業所の従業者とのなじみの関係の構築を行うよう努めてください。 本体事業所の登録者がサテライト事業所の宿泊サービスを受けることは認められていません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第83条第1項 第83条第8項 平18-0331004 第3の4の2(1)② ロ・ヘ・ト
③ 従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第83条第3項 第83条第6項

※ 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができます。

当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

※ 居住機能を担う施設に移行してからも、なじみの関係を保てるよう、事業所と施設等の従業者のうち介護職員については、人員としては一体のものとして、運営することが認められています。

また、看護職員については、同項の表の当該小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等が、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の看護職員の業務に支障がないと認められる範囲内にある場合に、当該他の施設等の職務に従事することができるものとする。

④ 従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。

※ 看護師又は准看護師は、常勤を要件としていませんので、毎日配置していなければいけないということではありません。

※ サテライト事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かずにすることができます。

☐ はい
☐ いいえ

平18-0331004
第3の4の2(1)②
チ

条例
第83条第4項
第83条第9項
平18-0331004
第3の4の2(1)②
ホ

⑤ 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。

※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務又は併設する施設等の職務に従事することができます。

※ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。

※ 介護支援専門員は非常勤でも差し支えありません。

※ 介護支援専門員は、基本的には、

ア 登録者の小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)以外の居宅サービス(介護予防サービス)を含めた居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成

イ 法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行

ウ 具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画の作成の業務に従事するものです。

☐ はい
☐ いいえ

条例
第83条第10項
第83条第12項
平18-0331004
第3の4の2(1)③
ロ・ハ・ホ

	※ サテライト事業所については、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する⑥の研修修了者を置くことができます。 ※ サテライト事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであり、居宅サービス計画の作成及び市町村への届出の代行については、本体事業所の介護支援専門員が行わなければなりません。		
	⑥ 介護支援専門員は、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。 ※ 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び人員運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修 三 指定地域密着型サービス基準第63条第11項及び第171条第9項（第12項）の厚生労働大臣が定める研修	☐ はい ☐ いいえ	条例 第83条第11項 平18-0331004 第3の4の2(1)③イ 平24厚労告1133 平24-0316-2 2(1)①
	○ 小規模多機能型居宅介護事業者が介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を合わせて受け、かつ、小規模多機能型居宅介護の事業と介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たすことをもって、介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たしているものとみなすことができます。 ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受ける場合についても、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、介護予防小規模多機能型居宅介護事業の人員基準を満たすことをもって、小規模多機能型居宅介護事業の人員基準をみたしているとみなすことができます。		条例 第83条第13項 予防条例 第45条第13項
3-4 管理者	① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 次の場合であって、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事することができます。 ア 事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 事業所に併設する施設等の職務に従事する場合 ウ 同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合 ※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、夜間対応型訪問介護事業者、訪問介護事業者又は訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含みます。 ※ 管理上支障がない場合は、サテライト事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第84条第1項 第84条第2項 平18-0331004 第3の4の2(2)①
	② 管理者は、 ア 特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター ウ 介護老人保健施設 エ 小規模多機能型居宅介護事業所 オ 認知症対応型共同生活介護事業所 カ 複合型サービス事業所 等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。 ※ 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び人員運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定めるもの及び研修 二 指定地域密着型サービス基準第43条第2項、第64条第3項、第91条第2項及び第172条第2項（第3項）の厚生労働大臣が定める研修	☐ はい ☐ いいえ	条例 第84条第3項 平18-0331004 第3の4の2(2)②・③ 平24厚労告1132 平24-0316-2 1(1) 2(1)②ア・イ 1(3)ア

	※ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができることとされていますが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合、管理者が保健師又は看護師であるときは、研修を修了している必要があります。		
3-5 小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	代表者は、 ア 特別養護老人ホーム イ 老人デイサービスセンター ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 小規模多機能型居宅介護事業所 カ 認知症対応型共同生活介護事業所 キ 複合型サービス事業所 上記ア～キの従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していますか。 ※ 事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。 したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。 なお、管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあります。 ※ 携わった経験とは、事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。経験の有無については個々のケースごとに判断するものとします。 これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。 ※ 認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。 ※ ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交換時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を終了することで差し支えありません。 ※ サテライト事業所の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいですが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合であって、代表者が保健師又は看護師であり、研修を修了していないときは、別の研修修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があります。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第85条 平18-0331004 第3の4の2(3) ①・③・④ 平24厚労告113 4 平24-0316-2 3
第4 設備に関する基準			
4-1 登録定員及び利用定員	① 登録定員は29人（サテライト事業所の場合は18人）以下となっていますか。 ※ 登録定員とは登録者の数の上限をいいます。 ※ 利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の事業所に限って登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第86条第1項 平18-0331004 第3の4の3(1)①
	② 次の範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めていますか。 ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える小規模多機能型居宅	☐ はい ☐ いいえ	条例 第86条第2項 平18-0331004 第3の4の3(1)②

	介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト事業所の場合は6人）まで ※ 利用定員とは事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をさすものであり、1日当たりの延べ人数でないことに留意してください。 ※ 事業所に併設している有料老人ホームの入居者が小規模多機能型居宅介護を利用することは可能です。 ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できません。 ※ 養護老人ホームは措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していません。	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人		第3の4の3(1)③
登録定員	利用定員										
26人又は27人	16人										
28人	17人										
29人	18人										
4-2 設備及び備品等	① 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 原則として1つの建物につき、1つの事業所としますが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用します。 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。	☐はい ☐いいえ	条例 第87条第1項 平18-0331004 第3の4の3(2)① (第3の2の2の2(1)および(3))								
	② 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。 ※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。 ※ 広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。 なお、条例第86条第2項の規定により通いサービスの利用定員について15人を超えて定める小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保することが必要です。	☐はい ☐いいえ	条例 第87条第2項第1号 平18-0331004 第3の4の3(2)②								
	③ 1つの宿泊室の定員は、1人となっていますか。 ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。 ※ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというものではありません。 ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。	☐はい ☐いいえ	条例 第87条第2項第2号ア 平18-0331004 第3の4の3(2)③ イ（第3の二の二の2(1)(3)）								
	④ 1つの宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。 ※ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになります。	☐はい ☐いいえ	条例 第87条第2項第2号イ 平18-0331004 第3の四の3(2)③ロ								

	ただし、利用者の希望等により、6 畳間で一時的に 2 人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意してください。 ※ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えありません。		第3の四の3(2)③ハ
	⑤ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上となっていますか。 ※ 構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。 ※ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えありません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第87条第2項第2号ウ 第87条第2項第2号エ
	⑥ 設備は、専ら小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっていますか。 ※ 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。 ※ 認知症対応型共同生活介護事業所の居間を小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、入居者の生活空間であることから共用は認められません。 ただし、事業所が小規模である場合（通いサービスと認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、機能を十分に発揮する適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えありません。 ※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の居間及び食堂を通所介護（介護予防通所介護）等の機能訓練室及び食堂及び法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められませんが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えありません。 通所介護事業所等の浴室を活用する場合、通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないでください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第87条第3項 平18-0331004 第3の4の3(2)④
	⑦ 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしていますか。 ※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。 ※ 小規模多機能型居宅介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、他の事業所及び施設等との併設の可否については、小規模多機能型事業所と他の施設・事業所との併設については、小規模多機能型居宅介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものであることに留意してください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第87条第4項 平18-0331004 第3の4の3(2)⑤
第5 運営に関する基準			
5-1 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第10条第1項準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の1の4(2)準用）

	※ 同意については、書面によって確認することが望ましいです。 ※ 電磁的方法による重要事項の提供 ① 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ② 上記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 ③ 上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 ④ 上記①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 一 上記①各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 ⑤ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。		
5-2 提供拒否の禁止	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第11条準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の1の4(3)準用）
5-3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第12条準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の1の4(4)準用）
5-4 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格（被保険者番号）、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第13条第1項準用）

			平18-0331004 第 3 の 4 の 4(23)(第3の1の 4(5)①準用)
	② 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第13 第2項準用) 平18-0331004 第 3 の 4 の 4(23)(第3の1の 4(5)②)
5-5 要介護認定の 申請に係る援 助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第14 条第1項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 11準用)
	② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第14 条第2項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 11準用)
5-6 心身の状況等 の把握	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第88条 平18厚令34 第68条
5-7 居宅サービス 事業者等との 連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 ※ 事業所の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画を作成し、小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスについて給付管理を行うこととされていることから、居宅サービス事業者とは連携を密にしておかなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第89条第1項 平18厚令34 第69条 平18-0331004 第3の4の4(2)
	② サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第89条第2項 平18厚令34 第69条
	③ サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第89条第3項 平18厚令34 第69条
5-8 身分を証する 書類の携行	利用者が安心して訪問サービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。 ※ 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望まれます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第90条 平18厚令34 第70条 平18-0331004 第3の4の4(3)
5-9 サービスの提 供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容（例えば定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第21 条第1項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 18準用) 平18-0331004 第 3 の 4 の 4(23)(第3の1の 4(2)①)
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第108条第2項第 3号 条例

	※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		第109条(第21条第2項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の18準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の1の4(2)(2))
5-10 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される小規模多機能型居宅介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。	☐はい ☐いいえ	条例 第91条第1項 平18厚令34 第71条第1項 平18-0331004 第3の4の4(4)① (第3の1の4(13)①)
	② 法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。 ※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 小規模多機能型居宅介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。 ウ 小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。	☐はい ☐いいえ	条例 第91条第2項 平18厚令34 第71条第2項 平18-0331004 第3の4の4(4)② (第3の1の4(13)②)
	③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ウ 食事の提供に要する費用 エ 宿泊に要する費用 オ おむつ代 カ ア～オのほか、小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 (ア) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 (イ) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 ※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からカの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。 ア その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 イ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。 ウ 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。 エ その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 オ その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定めら	☐はい ☐いいえ	条例 第91条第3項 平18厚令34 第71条第3項 平12老企54 平12老振75・老健122

れなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。		
④ 食事の提供に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における食事の提供に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること (ウ) 食事の提供に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第91条第4項 平18厚令34 第71条第4項 平17厚労告419
⑤ 宿泊に要する費用の額については、次の指針に沿っていますか。 ア 事業所における滞在に係る契約の適正な締結を確保するため、次の手続を行うこと。 (ア) 契約の締結にあたっては、利用者又は家族に対し、契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 (イ) 契約の内容について、利用者から文書により同意を得ること。 (ウ) 宿泊に係る利用料について、具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに事業所の見やすい場所に掲示を行うこと。 イ 宿泊に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次の額を基本とすること。 (ア) 居室のうち定員が1人のもの 室料及び光熱水費に相当する額 (イ) 居室のうち定員が2人以上のもの 光熱水費に相当する額 ウ 宿泊に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。 (ア) 利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。） (イ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用	☐ はい ☐ いいえ	条例 第91条第4項 平18厚令34 第71条第4項 平17厚労告419
⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ 交通費の支払を受けるにあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。 ※ 日常生活費等に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。 この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。 ※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービス内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第91条第5項 平18厚令34 第71条第5項 平18-0331004 第3の4の4(4)① (第3の1の4(4)④) 平12老振75・老健122
⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ	法 第42条の2第9項(第41条第8

			項準用)
	⑧ 上記⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該小規模多機能型居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に小規模多機能型居宅介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、医療費控除の対象となる金額（介護保険給付対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 ※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。 医療系サービスを併せて利用しない小規模多機能型居宅介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険給付対象分）の10%が医療費控除の対象となります。 この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の対象となる金額（介護保険給付対象分の自己負担額の10%）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。	☐ はい ☐ いいえ	施行規則 第65条の5(第65条準用) 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の扱いについて」 平成12年6月1日老発第509号、 平成25年1月25日事務連絡 平成28年10月3日事務連絡
5-11 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第23条準用) 平18厚令34 第88条(第3条の20準用)
5-12 小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第92条第1項 平18厚令34 第72条第1項
	② サービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ※ 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第92条第2項 平18厚令34 第72条第2項
5-13 介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第67条第1項
	② サービスの質の評価を行うとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。 ※ 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第67条第2項 平18-0331004 第4の3の2(1)④
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第67条第3項 平18-0331004 第4の3の2(1)①
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努め、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。 ※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第67条第4項 平18-0331004 第4の3の2(1)③

	⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 ※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第67条第5項 平18-0331004 第4の3の2(1)②
15-14 小規模多機能型居宅介護の 具体的取扱方針	① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを行っていますか。 ※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。 ※ 小規模多機能型居宅介護は、弾力的なサービス提供が基本であることから、宿泊サービスの上限は設けていません。 重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要です。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第1号 平18厚令34 第73条第1号
	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第2号 平18厚令34 第73条第2号
	③ サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第3号 平18厚令34 第73条第3号
	④ 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ※ サービスの提供等とは、小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含まれます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第4号 平18厚令34 第73条第4号 平18-0331004 第3の4の4(5)②
	⑤ 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第5号 平18厚令34 第73条第5号
	⑥ 上記⑤の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 上記⑤、⑥は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 ※ <u>緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。</u> なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。 ※ 「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年・厚生労働省)では、身体拘束等を行うことが認められている「緊急やむを得ない場合」とは、次の①～③の要件を	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第6号 平18厚令34 第73条第6号 平18-0331004 第3の4の4(5)③

満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られるとしています。また、同手引きに、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」（参考例）が示されています。 ①切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと） ②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと） ③一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること）		
⑦ 「<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体的拘束等適正化検討委員会）（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>」を設置し、3月に1回以上開催していますか。	☐はい ☐いいえ	条例 第93条第7号 平18厚令34 第73条第7号
⑧ <u>委員会を開催した結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。</u> <u>「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」</u> 「<u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会</u>」（以下「<u>身体的拘束等適正化検討委員会</u>」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者および従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。具体的には、次のようなことを想定しています。 ① <u>身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u> ② <u>介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u> ③ <u>身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</u> ④ <u>事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u> ⑤ <u>報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。</u> ⑥ <u>適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u>	☐はい ☐いいえ	条例 第93条第7号 平18厚令34 第73条第7号
⑨ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、以下の内容を盛り込んでいますか。</u>	☐はい ☐いいえ	条例 第93条第7号 平18厚令34 第73条第7号
※ 「<u>身体的拘束等の適正化のための指針</u>」に盛り込むべき内容 ① <u>事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u> ② <u>身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</u> ③ <u>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u> ④ <u>事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</u> ⑤ <u>身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</u> ⑥ <u>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u> ⑦ <u>その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u>		

	⑩ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していますか。</u> <u>また、新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施していますか。</u> ※ <u>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとし</u> <u>ます。</u> <u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。</u>		条例 第93条第7号 平18厚令34 第73条第7号
	⑪ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 ※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。登録定員が25人の場合は、通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第8号 平18厚令34 第73条第8号 平18-0331004 第3の4の4(5)⑦
	⑫ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 ※ 適切なサービスとは、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安です。 ※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第93条第9号 平18厚令34 第73条第9号 平18-0331004 第3の4の4(5)⑧
5-15 介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 ※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能ですが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要です。 ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられます。 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービス利用できるよう調整を行うことが必要です。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第1号 平18-0331004 第4の3の2(2)④
	② 介護支援専門員は、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防支援の具体的取扱方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点に沿って、介護予防サービス計画を作成していますか。 ※ 介護支援専門員は、介護予防サービス計画と介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければなりません。 ※ 介護支援専門員は、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行うこととなります。 ※ サテライト事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護計画については研修修了者が作成します。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第2号 平18厚令37 第30条 第31条 平18-0331004 第4の3の2(2)①

③ 介護支援専門員等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。 ※ 主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達や介護支援専門員が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。 ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第3号 平18-0331004 第4の3の2(2)①
④ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。 ※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第4号 平18-0331004 第4の3の2(2)②
⑤ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第5号 平18-0331004 第4の3の2(2)③
⑥ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付していますか。 ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第65条第2項第2号 第68条第6号 平18-0331004 第4の3の2(2)③
⑦ サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第7号
⑧ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第8号
⑨ サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第9号 平18-0331004 第4の3の2(2)③
⑩ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第10号 平18-0331004 第4の3の2(2)③
⑪ 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 ※ 登録定員のおおむね3分の1以下が目安です。 登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえます。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第11号 平18-0331004 第4の3の2(2)⑤
⑫ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 ※ 適切なサービスとは、一の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となります。 ※ 訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第12号 平18-0331004 第4の3の2(2)⑥

	⑬ 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。 ※ 計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第13号 平18-0331004 第4の3の2(2)⑦
	⑭ 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。 ※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行ってください。 短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供する場合は、「四運営に関する基準 18小規模多機能型居宅介護計画の作成⑤」を参照してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第14号 平18-0331004 第4の3の2(2)⑦ 第4の3の2(2)⑧ (第3の4の4の (8)④準用)
	⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、①～⑬に沿って行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	予防条例 第68条第15号
5-16 居宅サービス 計画の作成	① 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。）に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 登録者の居宅サービス計画は、事業所の介護支援専門員に作成させてください。 このため、小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から変更することとなります。 ※ 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければなりません。 ※ サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行う必要があります。 ※ 作成した居宅サービス計画は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第94条第1項 平18厚令34 第74条第1項 平18-0331004 第3の4の4(6) 第108条第2項 第1号
	② 介護支援専門員は、居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第94条第2項 平18厚令34 第74条第2項 平11厚令38 第13条
5-17 法定代理受領 サービスに係 る報告	地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり事業者に支払うための手続きとして、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている小規模多機能型居宅介護又は居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第95条 平18厚令34 第75条 平18-0331004 第3の4の4(7)
5-18 利用者に対す る居宅サービ ス計画等の書 類の交付	登録者が事業者を変更した場合に、変更後の事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、登録者が他の事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第96条 平18厚令34 第76条 平18-0331004 第3の4の4(8)
5-19 小規模多機能 型居宅介護計 画の作成	① 管理者は、介護支援専門員又はサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（介護支援専門員等）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ※ 小規模多機能型居宅介護計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意してください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第1項 平18厚令34 第77条第1項 平18-0331004 第3の4の4(9)①

	② 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。 ※ 多様な活動とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第2項 平18厚令34 第77条第2項 平18-0331004 第3の4の4(9)②
	③ 介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第3項 平18厚令34 第77条第3項
	④ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第4項 平18厚令34 第77条第4項 平18-0331004 第3の4の4(9)③
	⑤ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。 ※ 交付した小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存しなければなりません。 ※ 短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合は、当該居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第5項 平18厚令34 第77条第5項 第108条第2項 第2号 平18-0331004 第3の4の4(9)④
	⑥ 介護支援専門員等は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第6項 平18厚令34 第77条第6項
	⑦ 小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②～⑤に沿って行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第97条第7項 平18厚令34 第77条第7項
	5-20 介護等 ① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わっていますか。 ※ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにサービスを提供し又は必要な支援を行ってください。その際、利用者の人格に十分に配慮してください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第98条第1項 平18厚令34 第78条第1項 平18-0331004 第3の4の4(10)①
	② 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又はサービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。 ※ 事業所の従業者にサービスを行わせなければならず、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添者等に行わせることがあってはなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第98条第2項 平18厚令34 第78条第2項 平18-0331004 第3の4の4(10)②
	③ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。 ※ 利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第98条第3項 平18厚令34 第78条第3項 平18-0331004 第3の4の4(10)③

5-21 社会生活上の 便宜の提供等	① 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。 ※ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第99条第1項 平18厚令34 第79条第1項 平18-0331004 第3の4の4(1)①
	② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 ※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、同意を得た上で代行しなければなりません。 ※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第99条第2項 平18厚令34 第79条第2項 平18-0331004 第3の4の4(1)②
	③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 ※ 利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第99条第3項 平18厚令34 第79条第3項 平18-0331004 第3の4の4(1)③
5-22 利用者に関する市への通知	サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 ※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第29条準用) 平18厚令34 第88条(第3条の26準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の1の4(8))
5-23 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 協力医療機関は、通常の事業の実施地域内にあることが望まれます。 ※ 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第100条 平18厚令34 第80条 平18-0331004 第3の4の4(12)
5-24 管理者の責務	① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第60条の11第1項準用) 平18厚令34 第88条(第28条第1項準用)
	② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第60条の11第2項準用) 平18厚令34 第88条(第28条第2項準用)
5-25 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額	☐ はい ☐ いいえ	条例 第101条 平18厚令34 第81条 平18-0331004 第3の4の4(13)①③

	カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項 ※ 事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を定めることを義務づけています。 ※ 営業日及び営業時間 ・ 事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していないことから、営業日は365日と記載してください。 ・ 訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから、24時間と記載してください。 ・ 通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載してください。 ※ 通常の事業の実施地域 ・ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。 ・ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ・ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）であることから、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めてください。 ・ 事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合は、当該他市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域に加えることもあります。 ※ 非常災害対策 非常災害に関する具体的計画を指します。 ※ 虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止に係る、組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。		準用（第3の1の4(21)⑤） 準用（第3の1の4(21)⑥）
5-26 勤務体制の確保等	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	☐はい ☐いいえ	条例 第109条（第60条の13第1項準用） 平18厚令34 第88条（第30条第1項準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の2の2の3(6)①）
	② 事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ※ 原則として、事業所の従業員によってサービスを提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。	☐はい ☐いいえ	条例 第109条（第60条の13第2項準用） 平18厚令34 第88条（第30条第2項準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の2の2の3(6)②）
	③ 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。		条例

	※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。 ※ 対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。	☐ はい ☐ いいえ	第109条（第60条の13第3項準用） 平18厚令34第88条（第30条第3項準用） 平18-0331004第3の4の4(23)（第3の2の2の3(6)③）
	④ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。 ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。 特に留意すべき内容は次のとおりです。 ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、 ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） ※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第60条の13第4項準用） 平18厚令34第88条（第30条第4項準用） 平18-0331004第3の4の4(23)（第3の2の2の3(6)④）
5-27 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 ※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとします。 ＊ 特に必要と認められる場合として、 - 登録者の介護者が急病等のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 - 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスのサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 - 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者が定員を超える場合 - 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 ＊ 一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいいます。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第102条 平18厚令34第82条 平18-0331004第3の4の4(14)
5-28 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。 ※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。 ア 感染症に係る業務継続計画	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第33条の2第1項準用） 平18厚令34第88条（第3条の

	a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		30の2第1項準用） 平18-0331004 第3の4の4(15)（第3の2の2の3(7)①②）
	② 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。 ※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。 ※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。 ※ 研修の内容については記録してください。 ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第33条の2第2項準用） 平18厚令34 第88条（第3条の30の2第2項準用） 平18-0331004 第3の4の4(15)（第3の2の2の3(7)③④）
5-29 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることです。 ※ 非常災害に関する具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第103条第1項 平18厚令34 第82条の2第1項 平18-0331004 第3の4の4(16)
	② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める必要があります。 ※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第103条第2項 平18厚令34 第82条の2第2項 平18-0331004 第3の4の4(16)

5-30 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 ※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 ※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。 (主な通知等) ・介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省） ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（厚生労働省） ・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省） 中小規模調理施設においても、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図ることとされている。 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号） ・循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（厚生労働省）	☐はい ☐いいえ	条例 第109条（第60条の16第1項準用） 平18厚令34 第88条（第33条） 平18-0331004 第3の4の4(17) （第3の2の2の3(9)）
	② 当該小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例 第109条（第60条の16第2項準用） 平18厚令34 第88条（第33条準用）
	一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。	☐はい ☐いいえ	
	二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	☐はい ☐いいえ	
	三 当該事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておく必要があります。 <u>なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担</u>	☐はい ☐いいえ	

当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

【補足】小規模多機能型居宅介護では、この下線を附した改正は通知にはありませんが、他のサービス種別では改正されていますので、参考として掲載しています。

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができますものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

小規模多機能型居宅介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

5-31 協力医療機関等	① 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 ※ 協力医療機関は、事業所から近距離にあることが望まれます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第104条第1項 平18厚令34 第83条第1項 平18-0331004 第3の4の4(18)①
	② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 ※ 協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望まれます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第104条第2項 平18厚令34 第83条第2項 平18-0331004 第3の4の4(18)①
	③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えていますか。 ※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第104条第3項 平18厚令34 第83条第3項 平18-0331004 第3の4の4(18)②
5-32 掲示	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービス提供の選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したのですが、次に掲げる点に留意する必要があります。 ※ ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 イ 小規模多機能型居宅介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、小規模多機能型居宅介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第35条準用） 平18厚令34 第88条（第3条の32準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の4(25)）
	② ①の重要事項の掲示に代えて、重要事項を記載した書面を当該小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。	☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004 準用（第31の4(25)②）
	③ <u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</u> ※ <u>この規定は、令和7年度から義務付けられます。（令和6年厚生労働省令第16号附則第2条）</u> ※ <u>原則として、重要事項を当該小規模多機能型居宅介護事業者のウェブサイトに掲載することを規定したのですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</u> ※ <u>介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する小規模多機能型居宅介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、上記①による掲示は行う必要がありますが、これを上記②の備え付けや「5-36 電磁的記録等」①の電磁的記録により行うことができます。</u>	☐ はい ☐ いいえ	平18-0331004 準用（第31の4(25)①）

5-33 秘密保持等	① 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第36条第1項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の33第1項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の1の4(26)①)
	② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第36条第2項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の33第2項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の1の4(26)②)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第36条第3項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の33第3項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の1の4(26)③)
5-34 広告	広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第37条準用) 平18厚令34 第88条(第3条の3第34準用)
5-35 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又は従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 ※ 居宅介護支援の公正中立性を確保するために、利益供与を禁止しています。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第38条準用) 平18厚令34 第88条(第3条の3第35準用) 第3の4の4(23)(第3の1の4(27))
5-36 苦情処理	① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第39条第1項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の3第36第1項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の1の4(28)①)

	② 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第108条第2項 第6号 第109条(第39 条第2項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 3第の36第2項準 用) 平18-0331004 第3の4の 4(23)(第3の一 の4(28)②)
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第39 条第3項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 3第の36第3項準 用) 平18-0331004 第3の4の 4(23)(第3の一 の4(28)③)
	④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第39 条第4項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 3第の36第4項準 用)
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第39 条第5項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 3第の36第5項準 用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第39 条第6項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 3第の36第6項準 用)
5-37 調査への協力 等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 ※ 事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。 ※ 市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出し、これらの情報について自ら一般に公表するよう努めてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第105条 平18厚令34 第84条 平18-0331004 第3の4の4(19)
5-38 地域との連携 等	① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会です。 ※ 運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供し	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第60 条の17第1項準 用) 平18厚令34 第88条(第34条 第1項準用) 平18-0331004 第3の4の 4(23)(第3二の 二の3(9)①)

ているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。 ※ 運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 * 合同開催 - 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、1つの運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 - ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 - イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えありません。 - 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が1年度に開催すべき回数の半数を超えないこととともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催することが必要です。		
※ 小規模多機能型居宅介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。 ア 自己評価は、①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。 イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。 ウ このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。 エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。 オ 小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人全国小規模機能型居宅介護事業者連絡会)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。		平18-0331004 第3の4の4(24)
② 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。 ※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第60条の17第2項準用) 第108条第2項第8号 平18厚令34 第88条(第34条第2項準用)
③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協	☐ はい	条例 第109条(第60

	力を行う等の地域との交流を図っていますか。 ※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	☐ いいえ	条の17第3項準用) 平18厚令34 第88条(第34条第3項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の二の二の39(3))
	④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。 ※ 市が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第60条の17第4項準用) 平18厚令34 第88条(第34条第4項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の二の二の39(4)、第3の一の4の4(29)(4))
	⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 ※ 大規模な高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する事業所が高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる囲い込みによる閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条(第66条の17第5項準用) 平18厚令34 第88条(第34条第5項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の二の二の39(5)、第3の一の4の(29)(5))
5-39 居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ※ 小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではなく、可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第107条 平18厚令34 第88条(第86条準用) 平18-0331004 第3の4の4(20)
5-40 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。 ※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。 ※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第41条第1項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の38第1項準用) 平18-0331004 第3の4の4(23)(第3の一の4(30))

	② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第108条第2項 第7号 第109条(第41 条第2項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 38第2項準用) 平18-0331004 第3の4の 4(23)(第3の一 の4(30))
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第109条(第41 条第3項準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 38第3項準用) 平18-0331004 第3の4の 4(23)(第3の一 の4(30))
5-41 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例 第109条(第41 条の2準用) 平18厚令34 第88条(第3条の 38の2準用)
	一 当該小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。	☐ はい ☐ いいえ	
	二 当該小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	☐ はい ☐ いいえ	
	三 当該小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	☐ はい ☐ いいえ	
	四 上記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐ はい ☐ いいえ	
	※ (高齢者虐待に該当する行為) ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 ※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。		高齢者虐待防止法第2条 平18-0331004 準用(第31の 4(31))

【虐待の未然防止】 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する要介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。		
【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。		
【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。		
① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 - ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること - イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること - ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること - エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること - オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること - キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
② 虐待の防止のための指針（第二号） 地域密着型通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 - ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 - ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 - エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 - オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 - カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 - キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 - ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 - ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		

	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		
	④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号） 地域密着型通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置く必要があります。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
5-42 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発329第1号）」及び「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発329第1号）」を参考にしてください。	☐ はい ☐ いいえ	条例 第109条（第42条準用） 平18厚令34 第88条（第3条の39準用） 平18-0331004 第3の4の4(23)（第3の4(32)）

5-43 【新】 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。 ※ 当該委員会の設置は、令和9年3月末までは努力義務とされています。 ※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。 ※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。 ※ 本委員会は、定期的に開催することが必要ですが、開催頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましいです。 ※ 本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。 ※ 本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 ※ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 ※ 本委員会は事業所毎に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ 委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところですが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。	☐はい ☐いいえ	条例 第107条の2 平18厚令34 第86条の2 平18-0331004 第3の4の4(21)
5-44 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐はい ☐いいえ	条例 第108条第1項 平18厚令34 第87条第1項

	② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ア 居宅サービス計画 イ 小規模多機能型居宅介護計画 ウ 準用する条例第21条第2項(平18厚令34 第3条の18第2項)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 エ 条例第93条第6号(平18厚令34 第73条第六号)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 オ 準用する条例第29条(平18厚令34 第3条の26)の規定による利用者に関する市への通知に係る記録 カ 準用する条例第39条第2項(平18厚令34 第3条の36第2項)の規定による苦情の内容等の記録 キ 準用する条例第41条第2項(平18厚令34 第3条の38第2項)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク 準用する条例第60条の17第2項(平18厚令34 第34条第2項)に規定する運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録	☐ はい ☐ いいえ	条例 第108条第2項 平18厚令34 第87条第2項
5-45 電磁的記録等	① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例(省令)の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。 イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によってください。 エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第204条 平18厚令34 第183条 平18-0331004 第5の1

	② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。 ※ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ア 電磁的方法による交付は、第5－1の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 ※ イ、ウでは、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 エ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知（平11老企25）若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ※ 上記①電磁的記録による場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	条例 第204条 平18厚令34 第183条 平18-0331004 第5の2
--	--	---	---

第6 変更の届出

6-1 変更の届出	① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（小規模多機能型居宅介護事業に関するものに限る。） エ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び診療科目並びに契約の内容を含む） ク 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ケ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 コ 介護支援専門員の氏名及び登録番号 ※ 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てください。 ※ 上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。	☐ はい ☐ いいえ	法 第78条の5第1 項 施行規則 第131条の13第 1項 第131条の13第 2項
----------------------	--	---	--

第7 介護給付費等の算定及び取扱い

7-1 基本的事項	①費用の額の計算 - 費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）」に、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」の別表「指定小規模多機能型居宅介護給付費単位数表」に定める単位数を乗じて算定します。 - 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行います。 - 算定された単位数から金額に換算する際に生じる1円未満の端数については、切り捨てて計算します。		平18厚告126 1～3号 平18-0331005 第2の1(1)
	②加算等の体制届 - 加算等の体制届のうち、告示上事前の届出が必要な届出については、令和6年4月1日から厚生労働省老健局長が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。 - 事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することになります。		平18-0331005 第1の1, 5
7-2 基本報酬の取扱い（介護予防も同様）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（当該事業所と同一建物に居住する者を除く。）について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ	平18厚告126 別表4注1、2
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 ※ 小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護度区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。また、月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとする。 これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。 ※ 「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。 また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18-0331005 2-5 (1) ①
	(3) 短期利用居宅介護費について、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、小規模多機能型居宅介護を行った場合に、要介護状態区分に応じて、利用1日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注3

	※ 厚生労働大臣が定める基準 ア 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。 イ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。 ウ さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第83条に定める従業者の員数を置いていること。 エ 当該小規模多機能型居宅介護事業所が下記「サービス提供が過小である場合の減算」を算定していませんか。 ※ 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。		平27厚労告95第54号
7-3【新】 身体拘束廃止未実施減算（介護予防も同様）	次の①～④の「身体的拘束等」に関する基準（平18厚令34第73条第6項、第7項）を満たさない場合、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算していますか。 ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。かつ、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※ 事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、上記①～④のいずれかの基準を満たさない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。 ※ 上記①～④のいずれかの基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。 ※ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられているが、「緊急やむを得ない理由」に切迫性、非代替性、一時性の全ての要件を満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となります。 ・切迫性、非代替性、一時性については、「5-14 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針」の⑥を参照	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126別表4注4 平27厚労告9554の2 平18-03310052-5(3) 高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&A（令和7年1月20日）問3
7-4【新】 高齢者虐待防止措置未実施減算（介護予防も同様）	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 基準第88条において準用する基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「5-41 虐待の防止」（準用する基準第3条38の2）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126別表4注5 平27厚労告9554の3 平18-03310052-5(4)（準用2-（5））

7-5【新】 業務継続計画 未策定減算 (介護予防も 同様)	次の「業務継続計画の策定等」に関する基準（平18厚令34第88条（準用第3条の30の2））を満たさない場合、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ・ 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 ※ 上記の基準を満たさない事実が生じた場合、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について所定単位数から減算する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注6 平27厚労告95 54の4 平18-0331005 2-5(5) (準用3の2(3))
7-6 サービス提供 が過少である 場合の減算 (介護予防も 同様)	小規模多機能型居宅介護費については、小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費算定者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 ※ 「登録者一人当たりの平均回数」は、暦月ごとに以下のアからウまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。 なお、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定を併せて受け、かつ、小規模多機能型居宅介護の事業と介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供回数を合算し、また、それぞれの登録者数を合算して計算を行うこと。 ア 通いサービスは、1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。 イ 訪問サービスは、1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。 なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけを行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。 ウ 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。 ※ 登録者が月途中で利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとする。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の扱いとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注7 平18-0331005 2-5(6)① 平18-0331005 2-5(6)②

7-7 人 員 基 準 減 算・定員超過 利用（介護予 防も同様）	登録者の数又は従業者の員数が減算基準に該当する場合は、減算をしていますか。 〔看護・介護職員の人員基準欠如減算〕 ※ 基準を満たさない場合は、所定単位数の70/100で算定します。 イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 ⇒その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算 ロ 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合 ⇒その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。） ※ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とする（小数点第2位以下切り上げ）。 〔看護・介護職員以外の人員基準欠如減算〕 ※ 基準を満たさない場合は、所定単位数の70/100で算定します。 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 〔夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員〕 ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。 イ 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 〔定員超過利用〕 ※ 月平均の利用者の数が運営規程に定められている入居定員を超えている場合は、所定単位数の70/100で算定します。 ※ この場合の利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とする（小数点以下切り上げ）。 ※ 利用者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。 ※ 定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。	☐はい ☐いいえ ☐非該当	平12厚告27 第7号 平18-0331005 第2-1-(8)③ 平18-0331005 第2-1(8)② 平18-0331005 第2-1(8)④ 平18-0331005 第2-1(9)② 平18-0331005 第2-1(6)① 平18-0331005 第2-1(6)② 平18-0331005 第2-1(6)③ 平18-0331005 第2-1(6)④
7-8 サービス種類 の相互算定関 係（介護予防 も同様）	① 登録者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定していませんか。 ② 登録者が一の小規模多機能型居宅介護事業所において、小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該小規模多機能型居宅介護事業所以外の小規模多機能型居宅介護事業所が小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費を算定していませんか。	☐はい ☐いいえ ☐非該当 ☐はい ☐いいえ ☐非該当	平18厚告126 別表4注8 平18厚告126 別表4注9

7-9 特別地域小規模多機能型居宅介護加算（介護予防も同様）	小規模多機能型居宅介護費について、厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） ※ 「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従事者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者による小規模多機能型居宅介護は加算の対象となるものであること。 サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする小規模多機能型居宅介護従業者を明確にするとともに、当該サテライト事業所から提供した具体的なサービスの内容等の記録を行い、管理すること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注10 平18-0331005 2-5 (7) (準用2-(8))
7-10 中山間地域等における小規模事業所加算（介護予防も同様）	厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の小規模多機能型居宅介護従業者が小規模多機能型居宅介護を行った場合は、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注11 平21厚労告83一 平18-0331005 2-5 (8) (準用2-(9)④)
7-11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（介護予防も同様）	小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、小規模多機能型居宅介護を行った場合、1月につき所定の単位数の5/100に相当する額を加算していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） ※ 対象地域：さいたま市の近隣では、春日部市（宝珠花）（対象地域はこれ以外もあります） ※ 本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4注12 平21厚労告83二 平18-0331005 2-5 (9) 2-(10)を準用
7-12 初期加算（介護予防も同様）	小規模多機能型居宅介護費については、小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合については、1日につき所定単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。）	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ハ注
7-13 認知症加算	小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。）	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ニ注
	認知症加算（Ⅰ） 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指す)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平27厚労告94 第38号 平18-0331005 2-5 (10)
	認知症加算（Ⅱ） 要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指す)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	

7-14 認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算（介 護 予 防 も 同 様）	短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、住宅での生活が困難であり、緊急に小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。 ① 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。 ② 本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。この際、短期利用（短期利用居宅介護費）ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。 ③ 次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には、当該加算は算定できないものであること。 a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 ④ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。 ⑤ 7日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用（短期利用居宅介護費）の継続を妨げるものではないことに留意すること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ホ注 平18-0331005 2-5（11）
7-15 若年性認知症 利用者受入加 算（介護予防 も同様）	小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 認知症加算を算定している場合は、算定しない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4へ注
7-16 看護職員配置 加算	小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。（短期利用居宅介護費を算定している者を除く。） ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 看護職員配置加算（Ⅰ） 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合 看護職員配置加算（Ⅱ） 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当 ☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平27厚労告95 第18号 平18-0331005 2-5（12）（3 の2（16）を準 用） 平18厚告126 別表4ト注 平27厚労告96 第29号

	看護職員配置加算（Ⅲ） 看護職員を常勤換算法で1名以上配置している場合 ※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）ともに定員超過利用・人員基準欠如に該当していないことが条件になる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
7-17 看取り連携体制加算	小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき所定単位数を死亡月に加算していますか（短期利用を除く）。 ただし、この場合において、看護職員配置加算（Ⅰ）を算定していない場合は、算定できません。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4チ注
	※ 厚生労働大臣が定める施設基準		平27厚労告96 第30号
	① 看護師により24時間連絡できる体制を確保していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	② 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者		平27厚労告94 第39号
	次の①②のいずれにも適合する利用者ですか。 ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ② 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	※ 当該加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、看取り期における取組みを評価するものである。 ※ 登録者の自宅で介護を受ける場合又は小規模多機能型居宅介護事業所において介護を受ける場合のいずれについても算定が可能である。 ※ 死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該小規模多機能型居宅介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。 したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできない。		平18-0331005 2-5 (13) ①
	※ 「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても小規模多機能型居宅介護事業所から連絡でき、必要な場合には小規模多機能型居宅介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいうものである。		平18-0331005 2-5 (13) ②
	※ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととする。 ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 イ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時に対応を含む。） ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ その他職員の具体的対応等		平18-0331005 2-5 (13) ③
	※ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行う。		平18-0331005 2-5 (13) ④
	※ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行うこと。 ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録		平18-0331005 2-5 (13) ⑤

	イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 ※ 登録者の看取りに関する理解を支援するため、登録者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の登録者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、登録者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、登録者側にとっては、小規模多機能型居宅介護の登録を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所は、入院の後も、継続して登録者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要である。 なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。 ※ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。 また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている場合には、看取り連携体制加算の算定は可能である。 この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要である。 なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることで、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室等において看取りを行う際には、プライバシーの確保及び家族への配慮について十分留意することが必要である。		平18-0331005 2-5 (13) ⑥ 平18-0331005 2-5 (13) ⑦ 平18-0331005 2-5 (13) ⑧ 平18-0331005 2-5 (13) ⑨ 平18-0331005 2-5 (13) ⑩
7-18 訪問体制強化 加算	小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算していますか（短期利用を除く）。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4リ注
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平27厚労告95 第55号

	② 算定日が属する月における提供回数について、当該小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上ですか。 ただし、小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホームもしくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 ※ 当該加算を算定する際は、上記②の根拠となる訪問サービスの内容を記録しておくこと。 ※ 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。 ※ 「訪問サービスの提供回数」は、毎月ごとに、1回の訪問を1回のサービス提供として算定するものとする。なお、訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えありません。 なお、本加算は介護予防小規模多機能型居宅介護については算定しないため、小規模多機能型居宅介護の登録者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を併設する場合は、各月の前月の末日時点（新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始（再開）日）における登録者のうち同一建物居住者以外の者（小規模多機能型居宅介護費（同一建物に居住する者以外の者）に対して行う場合）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、上記の※の要件すべてを満たす場合に算定するものとする。 ただし、「訪問サービスの提供回数」については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18-0331005 2-5 (14) ① 平18-0331005 2-5 (14) ② 平18-0331005 2-5 (14) ③ 平18-0331005 2-5 (14) ④
7-19 総合マネジメント体制強化加算（介護予防も同様）	小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算していますか（短期利用を除く）。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ヌ注
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚劳告95 第56号 第125号
	① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	② 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していますか。 ※ 総合マネジメント体制強化加算は、小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて「通い・訪問、・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものである。 ※ 上記②地域の行事や活動の例 - 登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応 - 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等） - 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等）	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18-0331005 2-5 (15) ① 平18-0331005 2-5 (15) ②

7-20 生活機能向上連携加算（介護予防も同様）	下記の基準に適合しているとして、所定単位数を加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚告126別表4ル注
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	□はい □いいえ □非該当	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	□はい □いいえ □非該当	
	① （Ⅰ）について、介護支援専門員が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算していますか。		平18厚告126別表4ル注1
	② （Ⅱ）について、利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算していますか。（ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。） ※ 「生活機能向上連携加算（Ⅱ）」		平18厚告126別表4ル注2
	イ 「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する小規模多機能型居宅介護の内容を定めたものでなければならない。 ロ イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（「理学療法士等」）が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（居宅介護支援等基準条例に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下①において同じ。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うものとする。 ※ カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。 ハ イの小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内		平18-0331005 2-5（17） （準用2（17） ①）

- 容
- b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標
 - c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
 - d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容
- ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。
- ホ イの小規模多機能型居宅介護計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う小規模多機能型居宅介護の内容としては、例えば次のようなものが考えられること。
- 達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。
- （1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。
- （2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。
- （3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、小規模多機能型居宅介護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。
- ヘ 本加算はロの評価に基づき、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の小規模多機能型居宅介護看護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度ロの評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直す必要があること。
- ※ 当該3月の間に利用者に対する訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。
- ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。
- ※ 〔生活機能向上連携加算（Ⅰ）〕
- イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、①ロ、ヘ及びトを除き、①を適用する。
- ※ 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成責任者に助言を行い、計画作成責任者が、助言に基づき①イの小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものである。
- a ①イの小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者に助言を行うこと。
- ※ ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整するものとする。
- b 当該小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成責任者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①イの小規模多機能型居宅介護計画の作成を行うこと。
- ※ ①イの小規模多機能型居宅介護計画には、aの助言の内容を記載すること。
- c 本加算は、①イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。
- ※ aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本

平18-0331005
2-5（17）
（準用2（17）
②）

	加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合を除き、①イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき小規模多機能型居宅介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。 ※ 再度aの助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能である。		
7-21 口腔・栄養スクリーニング加算（介護予防も同様）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する小規模多機能型居宅介護事業所の事業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算していますか。 ※ 当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しません。 〔厚生労働大臣が定める基準〕 以下のいずれにも適合していますか。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 〔留意事項〕 ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。 イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ヲ注 平27厚労告95 第42の6号 平18-0331005 2-5 (16) (準用3の2 (19) ①) 平18-0331005 2-5 (16) (準用3の2 (19) ③)
7-22 科学的介護推進体制加算（介護予防も同様）	小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ヲ注
	(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	(2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	

	① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。		平18-0331005 2-5-（18） （準用3の2 （21））
7-23 生産性向上推進体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一) 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三) 介護機器の定期的な点検 (四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組み及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取り組みを実施し、及び当該取り組みの実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取り組みに関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐はい ☐いいえ ☐非該当	平18厚告126 別表4カ注 平27厚労告95 56の2 (準用37の3)
	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	☐はい ☐いいえ ☐非該当	
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	☐はい ☐いいえ ☐非該当	

7-24 サービス提供体制強化加算（介護予防も同様）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ（小規模多機能型居宅介護費）については1月につき、ロ（短期利用居宅介護費）については1日につき、所定単位数を加算していますか。 ※ 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18厚告126 別表4ヨ注
	(1) イ（小規模多機能型居宅介護費）を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (2) ロ（短期利用居宅介護費）を算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		
	〔厚生労働大臣が定める基準〕		平27厚労告95
	イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）…次のいずれにも適合していますか。 ① 事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に対する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 ③ 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該事業所の従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 当該事業所の従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	第57号 第126号
	ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）…次のいずれにも適合していますか。 ① 当該事業所の従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② イ①、②及び④に適合するものであること。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	
	ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）…次のいずれにも適合していますか。 ① 次のいずれかに適合すること。 (一) 小規模多機能型居宅介護事業所の従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 当該事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三) 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ② イ①、②及び④に該当すること。 ※ 「研修」は、従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修機関、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 ※ 「会議」は、事業所においてサービス提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者全てが参加するものでなければならない。また実施にあたっては全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、定期的にとは概ね1月に1回以上開催される必要がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする	☐ はい ☐ いいえ ☐ 非該当	平18-0331005 2-5 (20) (準用2 (20) ①) 平18-0331005 2-5 (20) (準用2 (20) ②)

	る。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項についてその変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてすること。 ※ 上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出すること。 ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ※ 同一の事業所において介護予防小規模多機能型居宅介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。	平18-0331005 2-5 (20) (準用2 (20) ④) 平18-0331005 2-5 (20) (準用2 (20) ⑤) 平18-0331005 2-5 (20) (準用2 (20) ⑦) 平18-0331005 2-5 (20) (準用4 (20) ②)
--	---	---

7-25 介護職員等処遇改善加算 (介護予防も同様) 【令和6年6月1日施行】 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化した加算)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届出を行った小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した総単位数(※)の1000分の149に相当する単位数 ※以下の①～⑩の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した総単位数(※)の1000分の146に相当する単位数 ※以下の①～⑨の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した総単位数(※)の1000分の134に相当する単位数 ※以下の①(一)及び②～⑧の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した総単位数(※)の1000分の106に相当する単位数 ※以下の①(一)、②～⑥、⑦(一)～(四)及び⑧の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれにも適合すること。 ※ 上記の「算定した総単位数」 単位数表の「4 小規模多機能型居宅介護」のイからヨまでにより算定した単位数(基本となる単位数に各種加算・減算の計算を行った後の総単位数) ※ ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95)第五十八号(第四十八号準用)】以下の基準①～⑩ 【令和6年厚生労働省告示第86号 附則第3条第2項】以下の基準⑪ ※ 以下の基準①～⑪については、「<u>介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)</u>」(令和7年2月7日付け厚生労働省老健局長通知)で示す主要要件をまとめて記載している。 〔賃金改善の実施に係る基本的な考え方〕 ※ 介護サービス事業者又は介護保険施設(以下「介護サービス事業者等」という。)は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。))を含む。)の改善(以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)を実施しなければならない。 ※ 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、「特別事情届出書」届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。 ※ 令和7年度に、令和6年度と比較して増加した処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの上位区分への移行及び新規算定によるものについて、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。 その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ(賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。)により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。 ※ 処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に「経験・技能のある介護職員」(介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や	☐はい ☐いいえ ☐非該当 算 定 区 分 ☐Ⅰ ☐Ⅱ ☐Ⅲ ☐Ⅳ	平18厚告126 別表4タ注 平18-0331005 2-5 (21) (準用2の (21))
---	--	--	---

	技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。)に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。 [令和6年度の加算額の一部を令和7年度に繰り越した介護サービス事業者等における取扱い] ※ 令和6年度においては、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めないこととした。 その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額（以下「繰越額」という。）の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末（令和6年3月）時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算の加算額（処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。）を比較して増加した額とし、繰越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとしている。 ① 介護職員その他の職員の「賃金改善」（退職手当を除く賃金の改善）について、次に掲げる基準(一) (二)のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 【月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）】 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 [令和7年3月31日までの経過措置] (令和6年厚生労働省告示第86号 附則第3条第1項) 適用しない。 ※ 処遇改善加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。 ※ 処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。 ※ 既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。 (二) 【キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金改善）】 当該事業所において、「経験・技能のある介護職員」（介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ※ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難な場合		
--	---	--	--

	・ 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合 ② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準(一)～(六)のいずれにも適合すること。 【キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）】 (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 次の1)から3)までを全て満たすこと。 1) 介護職員の任用における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 2) 1)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 3) 1)及び2)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。 ※ 令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)及び2)の定めを整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該定めを整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。 【キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）】 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 ※ 次の1)及び2)を満たすこと。 1) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT 等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。 ※ ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たしたものとして取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした		
--	--	--	--

	場合は、令和8年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 【キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）】 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 次の1)及び2)を満たすこと。 1) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 2) 1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 ※ 常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記2)の要件を満たすこととしても差し支えない。 ※ 令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 【職場環境等要件】 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ※ 処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表に掲げる処遇改善の取組を実施し、その内容を全ての職員に周知すること。 ※ 処遇加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施すること。 ※ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑪又は⑫は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。 ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑭の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。 ※ 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体		
--	--	--	--

	的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 ※ 令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式2-3及び別紙様式2-4に定める様式により、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。 ⑩【キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）】 地域密着型通所介護費、介護予防通所介護サービス費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 交流型通所サービス費、運動型通所サービス費では、併設する地域密着型通所介護事業所又は介護予防通所介護サービス事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ⑪【月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）】 （令和6年厚生労働省告示第86号の附則第3条第2項に規定する基準） ※ 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。 ※ 令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。 ※ 令和7年度に本要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度となる令和7年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。 〔処遇改善加算の停止〕 市長は、処遇改善加算を取得する介護サービス事業者等が以下の①又は②に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すことができる。 ① 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合 ② 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合		
--	---	--	--